

東松山市 若年性認知症 ガイドブック



パンフレットに記載しているサービスについては、変更されることがあります。
利用したい場合は、問い合わせ先に連絡し、詳細をご確認ください。
認知症の症状と似た疾患や障害があります。サービス等については、若年性認知症でなくても対象となるものもありますので、各担当にご相談ください。

もくじ

1：若年性認知症とは？	2
2：若年性認知症かも？チェックのポイント	3
3：受診について	3
・認知症疾患医療センター	
4：若年性認知症と診断されたら	
(1) 各種制度について	5～8
・自立支援医療制度（精神通院医療）	
・精神障害者保健福祉手帳	
・障害年金	
・高額療養費	
・高額介護サービス費	
・高額医療、高額介護合算療養費制度	
・国民年金保険料の法定免除・申請免除	
・重度心身障害者医療費助成制度	
・特別障害者手当	
(2) 在職中は・・・	9
・傷病手当金	
(3) 退職したら・・・	9～10
・雇用保険（失業等給付）	
・国民健康保険税の軽減	
・国民年金	
・健康保険	
(4) 症状が進行したら・・・	11
・介護保険	
・障害者総合支援法	
・生命保険と住宅ローン	
・日常生活自立支援事業と成年後見制度	
(5) 経済的な支援	12
・生活保護制度	
・生活福祉資金貸付制度	
・住居確保給付金	
(6) 自動車の運転について	13
・安全運転相談窓口	
5：相談窓口	13～14

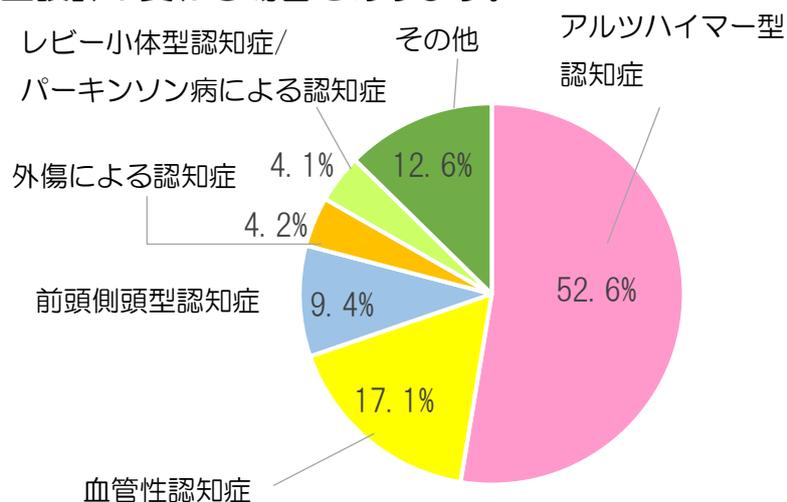
1：若年性認知症とは？

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」といいます。

もの忘れが始め、仕事や家事などの日常生活に支障をきたすようになっても、まだ若いという理由から認知症と気付かれず、病院で診察を受けても、疲れやうつ状態、更年期障害などと間違われることもあり、診断までに時間がかかってしまうケースが多く見られます。本人や配偶者が現役世代なので、認知症になって職を失うと、経済的に困ることになり、また、親の病気が子どもに与える心理的影響も大きく、教育、就職、結婚などの子どもの人生設計が変わる場合もあります。

日本医療研究開発機構認知症研究開発事業において実施した若年性認知症の実態調査（R2年3月）では、若年性認知症患者は全国に約3万5千人いると推計されています。男性の方が女性よりも多く、発病年齢は平均で約54歳でした。

基礎疾患の内訳については、アルツハイマー型と血管性の2つが多い傾向にありましたが、前頭側頭型やレビー小体型、頭部外傷後遺症の認知症などもみられました。



(図) 若年性認知症の基礎疾患の内訳

日本医療研究開発機構認知症研究開発事業
「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多角的データ共有システムの開発」(令和2年3月)より作成

	アルツハイマー型 認知症	血管性 認知症	レビー小体型 認知症	前頭側頭型 認知症
原因	アミロイドβタンパク やタウタンパクの蓄積	脳梗塞や脳出血な どの脳血管障害	レビー小体(α-シヌ クレイン)の蓄積	前頭葉や側頭葉の萎 縮が顕著
進行	比較的緩やか	階段状に進行する ことが多い	うつ、パーキンソン、 幻視など人により違 いが大きい	初期はわかりにくい ことも多い
症状	もの忘れから始まり、 理解力や判断力なども 徐々に低下する。多幸、 易怒性などの人格変化 や被害妄想を伴うこと もある。	障害の部位により 様々で、運動・感情 障害を伴うことも ある。障害を受けて いない部分の機能 は保たれる(まだら 状)。	幻視 ^(※1) 、パーキンソ ン症状 ^(※2) 、レム睡眠 行動障害 ^(※3) 、認知機 能の動揺性などが特 徴である。	記憶は比較的保た れ、性格変化が目立 ち反社会的な言動が 顕著なタイプと、言 語障害が目立つタイ プがある。

(※1) 幻視：実際にはないものが、あるように見えること

(※2) パーキンソン症状：動作が遅くなる、歩行が不安定で小刻みになる、手足が震えるなど

(※3) レム睡眠行動障害：悪夢をみてうなされたり、暴れたりする

※進行や症状は個人差があります。

2：若年性認知症かも・・・？チェックのポイント

日常生活の中で、行動や話すことがいつもと違っているという“気づき”が若年性認知症の発見につながります。

＜具体的なチェックポイント＞

- 1 同じことを何度も聞く
- 2 伝言したことがうまく伝わらない
- 3 電車・バスで乗る駅や降りる駅がわからない
- 4 よく知っている道なのに迷ってしまう
- 5 通帳、印鑑、財布などをよく無くし、家族が盗ったという
- 6 いつも同じ服を着て着替えたがらない
- 7 家電製品の使い方がわからない
- 8 テレビや新聞を見なくなる、関心が無くなる
- 9 風呂に入りたがらない
- 10 好きだった趣味の活動をしなくなる
- 11 鍋を焦がす、ガスの火を消し忘れる、水道の水を出しっぱなしにする
- 12 外出したくない



3：受診について

認知症の治療を継続する中で、身近にかかりつけの医療機関があれば安心できます。確定診断や、症状の変化などで専門医を受診する場合も、紹介状を書いてもらうとスムーズに受診できます。

●受診の際には…

本人の普段の様子をよく知っている人が付き添いましょう。

病院へは、今までにかかった病気やけが、いつ頃からどのような変化があったかなどを伝えるため、具体的に記したメモ等を持っていくと焦らずに説明することが出来ます。

●検査の方法

検査方法	内容
問診	最初に気づいた症状や今までの経過、他の疾患の有無、服用している薬の内容、家族歴などを詳しく聞かれます。
身体検査	身体状況の把握、認知症の原因となる病気や、認知症に似た症状をおこす病気の有無を確認するために、内科的診察や、血液検査などを行います。
神経心理検査	質問に答えることにより、認知機能の低下の有無を調べます。正しい評価のためにも、リラックスした気分で受けることが大切です。
画像検査	【脳の形を調べる】 CT や MRI で血管障害や腫瘍の有無、萎縮の部位や程度を診断。 【脳の働きを調べる】 脳の血流が低下している部位や程度を診断。



●認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターでは、認知症に関する専門医療相談や鑑別診断などを行うことができます。

<主な業務>

(1) 専門医療相談（電話・面談）

専門の相談員が、本人や家族からの認知症に関する様々な相談に対応するとともに、地域包括支援センター等と連携を図り問題に対応します。

(2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応

専門の医師による詳しい鑑別診断を行い、認知症疾患の診断を行うための検査や診察を行います。診断に基づいた治療や初期対応等を行います。

(3) 認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）への対応

合併症や認知症に伴う行動・心理症状（幻覚、妄想、徘徊など）に対応します。

(4) 認知症医療に関する情報発信

ホームページや各種研修によりに認知症に関する情報提供や知識の向上を図っていきます。

埼玉県の認知症疾患医療センター一覧

医療機関名	連絡先	
埼玉精神神経センター	さいたま市中央区本町東 6-11-1	048-857-6811
つむぎ診療所	秩父市寺尾 1404	0494-22-9366
武里病院	春日部市下大增新田 9-3	048-738-8831
西熊谷病院	熊谷市石原 572	048-599-0930
丸木記念福祉メディカルセンター	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1486
戸田病院	戸田市新曽南 3-4-25	048-433-0090
済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田 849	048-501-7191
菅野病院	和光市本町 28-3	048-464-6655
あさひ病院	狭山市水野 592	04-2957-1202
久喜すずのき病院	久喜市北青柳 1366-1	0480-23-3300



4：若年性認知症と診断されたら

※記載しているサービスについては、変更されることがあります。

利用したい場合は、問合せ先に連絡し、詳細をご確認ください。

(1) 各種制度について

●自立支援医療（精神通院医療）

申請の時期	通院による継続治療が必要な時
問合せ先	障害者福祉課 TEL：21-1452
サービスの概要等	認知症で通院による治療を受ける場合、医療費の一部が軽減されます。 （世帯の所得や疾病等に応じて自己負担額の上限あり。） ※制度の利用が出来るのは、受給者証に記載された指定自立支援医療機関のみ。 ※有効期間は1年で、更新する場合は有効期限の3か月前から申請可能。
手続きに必要なもの	1.医師による所定の意見書 （障害者福祉課に所定の意見書があります。） 2.印鑑 3.健康保険証 （国民健康保険、後期高齢者医療制度の方は加入されている家族全員の保険証。それ以外の保険の方は申請者本人と被保険者の保険証。） 4.個人番号が確認できる書類 5.身元が確認できる書類

●精神障害者保健福祉手帳

申請の時期	初診日から6か月を経過した日以降 （初診日がいつになるかは主治医に確認しましょう。）
問合せ先	障害者福祉課 TEL：21-1452
サービスの概要等	認知症と診断されると取得できます。 血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は、「身体障害者手帳」に該当する場合があります。 手帳の取得により、必要なサービスを受けるための条件があることを証明したり、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。 （受けられるサービス） 税制の優遇措置、公共交通料金や施設の利用料の割引等。 ※有効期間は2年で、更新する場合は有効期限の3か月前から申請可能。

●障害年金

申請の時期	初診日から1年6か月を経過した日以降、又はその前に症状が固定した日以降。(主治医に確認しましょう。)	
問合せ先	国民年金	保険年金課 TEL:21-1434
	厚生年金	川越年金事務所(川越市脇田本町15-13 3階) TEL:049-242-2657
	共済組合	勤務先の共済担当者
サービスの概要等	<p>一定の障害がある方に、障害の程度に応じて年金を支払う制度。</p> <p>国民年金に基づく「障害基礎年金」(1~2級)と初診日に厚生年金(共済年金)に加入していた場合に(申請時に退職していても申請可)、障害基礎年金に合わせて受給できる「障害厚生年金又は共済組合が支給する障害厚生年金(障害共済年金)」(1~3級)があります。</p>	

●高額療養費

問合せ先	保険年金課 TEL:21-1403
サービスの概要等	<p>同じ月の間にかかった医療費のうち、入院・外来それぞれ21,000円以上の窓口支払い額が自己負担限度額を超えたときは、限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。</p> <p>限度額は所得や該当する回数によって定められており、該当する世帯には、診療を受けた月の約3か月後に申請書をお送りいたしますので、郵送または保険年金課の窓口で申請してください。</p> <p>なお、1つの医療機関で限度額を超える場合は、医療機関の窓口で国民健康保険限度額適用認定証、または国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、窓口での支払を限度額までにすることができます。</p>

●高額介護サービス費

問合せ先	高齢介護課 TEL：21-1460
サービスの概要等	介護サービスを利用する場合に支払った利用者負担額には、月々の負担の上限額が設定されています。上限額は世帯の課税状況等により設定され、1 か月に支払った利用者負担額の合計がその上限額を超えたときは、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。該当する場合は申請書をお送りいたしますので、郵送または高齢介護課の窓口で申請してください。

●高額医療、高額介護合算療養費制度

問合せ先	保険年金課 TEL：21-1403
サービスの概要等	同じ世帯内で同一の医療保険に加入している人で、毎年8月から翌年7月までの1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が一定の額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。

●国民年金保険料の法定免除・申請免除

問合せ先	保険年金課 TEL：21-1434
サービスの概要等	20歳以上60歳未満の国民年金加入者で、障害基礎年金（1～2級）の受給者や生活保護（生活扶助）受給者は、国民年金保険料が免除されず（法定免除）。 また、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります（申請免除）。 ※「猶予」については20歳以上50歳未満の方が申請できます。

●重度心身障害者医療費助成制度

問合せ先	障害者福祉課 TEL：21-1452
サービスの概要等	重度の心身障害のある方の保険診療の一部負担金を助成します。 (ただし、高額療養費、附加給付、食事、生活療養標準負担額は除きます。)
対象者	<p>① 身体障害者手帳 1・2・3 級をお持ちの方</p> <p>② 療育手帳[㊤]・A・B をお持ちの方</p> <p>③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方</p> <p>④ 65 歳から 74 歳までの方で埼玉県後期高齢者医療広域連合が定める次の障害程度の状態であると認定を受けた方、または 75 歳以上で市長の認定を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 4 級のうち、音声・言語機能または下肢機能の一部 ・障害基礎年金 1 級・2 級 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級 <p>※平成 27 年 1 月 1 日以降に 65 歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は、助成対象外となります。</p> <p>※国の特別障害者手当に準じた所得制限があります。</p>

●特別障害者手当

問合せ先	障害者福祉課 TEL：21-1452
サービスの概要等	<p>20 歳以上であって、身体又は精神の重度の障害により日常生活において、常時特別の介護を要する状態にある方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や継続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院している方は受けられません。</p> <p>※所得制限があります。</p>

(2) 在職中は・・・

※記載しているサービスについては、変更されることがあります。

利用したい場合は、問合せ先に連絡し、詳細をご確認ください。

●傷病手当金

申請の時期	欠勤4日目以降
問合せ先	加入している保険者（全国健康保険協会又は健康保険組合等）
サービスの概要等	<p>健康保険の被保険者が、連続して3日（土日含む）以上欠勤し給与が支払われない場合、給与の一定割合の金額が最長で1年半の間支給されます。</p> <p>欠勤4日目以降申請が出来ますが、欠勤期間中に傷病で働くことが出来ないという事の医師の証明が必要です。</p> <p>就労できない状態が継続しているなど一定の条件に該当すれば、支給期間中に退職しても、引き続き傷病手当金を受給することが出来ます。</p> <p>各組合における支給期間や、県外の国民健康保険の保険者による支給の有無については、個別に各保険者までお問い合わせください。</p>

(3) 退職したら・・・

※記載しているサービスについては、変更されることがあります。

利用したい場合は、問合せ先に連絡し、詳細をご確認ください。

●雇用保険（失業等給付）

申請の時期	退職後出来るだけ早く
問合せ先	ハローワーク東松山（上野本 1088-4） TEL：22-0240 FAX：23-6272
サービスの概要等	<p>労働する能力と意思がある場合は、失業等給付を受けられる可能性があります。失業等給付の受給を希望する場合は、退職後勤務先から離職票を受け取り、出来るだけ早くハローワークへ相談しましょう。</p> <p>※退職後も引き続き傷病手当金を受給する方は、失業等給付を受けることが出来ません。その場合は、ハローワークに届け出ることにより、雇用保険の受給期間を延長することが出来ます。</p>

●国民健康保険税の軽減

問合せ先	保険年金課 TEL：21-1403
サービスの概要等	倒産・解雇・雇い止め等により離職した方（雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者）を対象として、離職の翌日から翌年度末までの期間において、国民健康保険税が軽減されます。

●国民年金

問合せ先	川越年金事務所（川越市脇田本町 8-1 5階） TEL：049-242-2657
サービスの概要等	60歳未満の方は60歳になるまで「国民年金」に加入します。 60歳以上の方は老齢年金の受給条件を満たしている場合は、最寄りの「年金事務所」で年金の手続きをします。

●健康保険

サービスの概要等	<p>退職後の「健康保険の加入」については以下の3つの選択肢があります。</p> <p>①<u>現在の保険料を一定の条件で任意継続とする「任意継続被保険者」</u> (最長2年まで) 保険料は全額自己負担（上限あり）となります。 退職して20日以内に手続きをする必要があります。 相談・申請窓口 協会けんぽ都道府県支部、又は各種健康保険組合</p> <p>②<u>国民健康保険に切り替える</u> 保険税は、年収や家族の人数によって異なります。 相談・申請窓口 保険年金課 21-1403</p> <p>③<u>家族の健康保険に加入し、被扶養者になる</u> 保険料の負担はありません。 相談・申請窓口 家族が勤務する会社の担当課</p>
----------	--

(4) 症状が進行したら・・・

※記載しているサービスについては、変更されることがあります。

利用したい場合は、問合せ先に連絡し、詳細をご確認ください。

●介護保険

問合せ先	高齢介護課 TEL：21-1460
サービスの概要等	40歳以上で若年性認知症の診断を受けた方は、介護保険の申請をすることが出来ます。 認定が出れば、各種介護保険サービスの利用が可能です。

●障害者総合支援法

問合せ先	障害者福祉課 TEL：21-1452
サービスの概要等	障害支援区分認定を受けて、障害者総合支援法のサービスである生活介護や居宅介護を利用できます。

●生命保険と住宅ローン

問合せ先	ご契約の生命保険会社・金融機関
サービスの概要等	生命保険に加入していたり、住宅等ローンを利用している場合には、認知症によって高度障害保険金を受けたり、ローンの免除を受けられないか、加入している保険会社やローンの取扱金融機関に確認しましょう。

●日常生活自立支援事業と成年後見制度

問合せ先	福祉サービス利用援助事業	東松山市社会福祉協議会 TEL：23-1251
	成年後見制度	東松山市成年後見センター（市民福祉センター内） TEL：59-5670
		高齢介護課 TEL：21-1406
		さいたま家庭裁判所熊谷支部 TEL：048-521-2474
サービスの概要等	判断能力が十分でなくなった場合に利用できる制度です。福祉サービス利用援助事業が日常生活上の援助が中心であるのに対し、成年後見制度では不動産処分など重要な法律行為も行えます。	

(5) 経済的な支援

※記載しているサービスについては、変更されることがあります。

利用したい場合は、問合せ先に連絡し、詳細をご確認ください。

●生活保護制度

問合せ先	社会福祉課 TEL：21-1421
サービスの概要等	病気や事故、その他の事情で、収入が減少し生活費や医療費などの支払いに困った場合、国が最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活ができるように援助する制度です。

●生活福祉資金貸付制度

問合せ先	東松山市社会福祉協議会 TEL：23-1251
サービスの概要等	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。 本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。それぞれの世帯状況に応じた資金の貸付を行います。※貸付のため償還（返済）が必要です。

●住居確保給付金

問合せ先	社会福祉課 TEL：21-1408
サービスの概要等	離職、自営業の廃業又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

(6) 自動車の運転について

※記載しているサービスについては、変更されることがあります。
利用したい場合は、問合せ先に連絡し、詳細をご確認ください。

●安全運転相談窓口

開設時間	平日及び毎月第3日曜日（※要電話予約） 午前9時～午後3時
問合せ先	埼玉県警察運転免許センター1階 安全運転相談室 TEL：048-543-2001（代表）音声ガイダンス4番
サービスの概要等	認知症等の病気で運転に不安がある方や家族の方の相談を受け付けています。 運転免許証と通院状況がわかるもの（診察券やお薬手帳等）を持参してください。

5：相談窓口

<地域包括支援センター>

名称	連絡先	
東松山市 地域包括支援センター	松葉町 1-1-58（東松山市役所 高齢介護課内） ☎ 22-7733 FAX 22-7731	
名称	連絡先	担当地区
総合福祉エリア 地域包括支援センター	大字松山 2183 ☎21-5570・FAX 25-3305	本町、神明町、材木町、松葉町、日吉町、 加美町、松本町、松山、松山町、六反町、 新宿町、小松原町、砂田町、仲田町、 美原町
東松山ホーム 地域包括支援センター	大字石橋 1716 ☎22-6115・FAX 24-7123	箭弓町、下唐子、石橋、葛袋、神戸、 上唐子、新郷、坂東山、美土里町、幸町
年輪福祉ホーム 地域包括支援センター	大字大谷 4106 ☎36-3666・FAX 36-3665	市ノ川、東平、野田、沢口町、殿山町 大谷、岡
わかばの丘 地域包括支援センター	大字毛塚 773 ☎31-0555・FAX 31-0557	高坂、早俣、正代、宮鼻、毛塚、田木、 岩殿、西本宿、大黒部、元宿、あずま町 桜山台、白山台、旗立台、松風台
アースサポート東松山 地域包括支援センター	若松町 2-2-4 ☎22-7500・FAX 25-6701	御茶山町、六軒町、五領町、山崎町 和泉町、上野本、下青鳥、上押垂、下押垂 今泉、古凍、柏崎、若松町、下野本

＜認知症の人と家族の会 埼玉県支部＞ 詳細はこちら→ <http://www.alzheimer.or.jp>

●若年性認知症サポートセンター（若年性認知症支援コーディネーターを配置）

日 時：月～金 9時～16時 ※年末年始・祝日・夏季休暇は休み

電 話：048-814-1212 FAX：048-814-1211

E-mail：jakunen2017@sage.ocn.ne.jp

★電話相談だけでなく、メールやFAX、来所や訪問による相談も可能

●リンカフェ（若年性認知症の方やその家族、支援者が自由に集える場）

開催日：毎週木曜日 10～12時、13～15時

場 所：若年性認知症サポートセンター 浦和区常盤 3-12-17

＜特定非営利活動法人 若年認知症サポートセンター＞

日 時：月・水・金 10時～17時 電 話：03-5919-4186

＜若年性認知症コールセンター＞（認知症介護研究・研修大府センター）

日 時：月～土（年末年始・祝日除く） 10時～15時

電 話：0800-100-2707

＜埼玉障害者職業センター＞（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部）

就労のための相談や就労支援（事前予約による相談）

住所：さいたま市桜区下大久保 136-1

電話：048-854-3222 FAX：048-854-3260

開庁日時：月～金（年末年始、祝日除く）8:45～17:00

メール：saitama-ctr@jeed.or.jp



＜ヤングケアラーに関する相談＞

ヤングケアラーとは、家族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている18歳未満の方です。

●市の相談窓口

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| ・子育て支援課 | 21-1446 | ・学校教育課 | 21-1429 |
| ・障害者福祉課 | 21-1452 | ・高齢介護課 | 22-7733 |



市ホームページ

Q&Aコーナー

Q.認知症と若年性認知症の違いは？

A.認知症と若年性認知症の違いは発症した年齢です。65歳以降に発症したものを認知症、64歳までに発症したものは若年性認知症といいます。

Q.認知症は治療して治りますか。

A.認知症の状態をきたす原因は様々なため、症状や経過についても様々です。ビタミン欠乏症、甲状腺機能低下症、正常圧水頭症、一部の脳腫瘍などによる認知機能の低下には、薬や手術、放射線などの治療で回復の可能性があります。現在の医療ではすべての認知症状態を完治することは難しいですが、原因疾患を特定するためにも、医療機関を受診することが大切になります。

Q.認知症になると介護保険を利用することができますか？

A.介護保険を利用するには、要介護認定（介護や支援が必要であるという認定）を受ける必要があります。40歳以上で認知症の方は、要介護認定を受けるための申請をすることができます。

Q.認知症と高次脳機能障害の違いは？

A.高次脳機能障害は、頭部外傷や血管障害などにより言語や記憶など認知機能に起こる障害全般をいいます。高次脳機能障害は進行せず回復することもあります。認知症は徐々に進行するという点で区別することがあります。（高次脳機能障害の詳細については、埼玉県が作成した「高次脳機能障害の理解と支援のために（理解編）（社会資源・制度編）」などをご参照ください。）

別冊で「東松山市認知症ガイドブック」も発行しています。

令和4年9月 第2版



東松山市役所 高齢介護課 地域包括支援センター
東松山市松葉町 1-1-58
電話：22-7733 FAX：22-7731